

令和6年5月21日
福島県南会津地方振興局

南会津地域の魅力満喫モニターツアー造成等業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「南会津地域の魅力満喫モニターツアー造成等業務」（以下「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定める。

1 事業の目的

南会津地域の豊かな自然や伝統文化、食など、多様な資源を観光コンテンツとして磨き、活用することで、地域ならではの魅力を発信し、誘客促進と消費拡大、さらには地域経済の循環につなげるため、関東圏在住者をターゲットとしてモニターツアーを実施する。

なお、本事業は令和6年1月に策定した「福島県南会津地域観光振興ビジョン（以下、観光ビジョンという）」に基づき実施するものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

南会津地域の魅力満喫モニターツアー造成等業務

(2) 業務の内容

別紙「南会津地域の魅力満喫モニターツアー造成等業務委託仕様書（案）」のとおり。

(3) 履行期間

委託契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

(4) 委託料の上限

3,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 公募方法とスケジュール

(1) 公募方法

福島県南会津地方振興局（以下、「南会津地方振興局」という。）のホームページにより公募する。

(2) スケジュール（予定）

日 時	内 容
5月21日（火）	公募開始

5月28日（火）正午まで	質問書の提出期限
5月31日（金）	質問書への回答
6月11日（火）正午まで	公募型プロポーザル参加表明書提出期限
6月13日（木）正午まで	公募型プロポーザル参加辞退届提出期限
6月17日（月）正午まで	企画提案書提出期限
6月20日（木）予定	審査会
6月24日（月）以降	審査結果の通知、契約締結

4 公募型プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に取り扱う。

ア 本業務委託期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。

イ 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

カ 本募集要領を公示した日から契約締結日までの間に、本県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

(イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損

- 害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
- (ウ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - (エ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - ク 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - ケ 県税を滞納している者でないこと。
 - コ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
 - サ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び様式等は、南会津地方振興局のホームページからダウンロードすること。なお、南会津地方振興局の窓口又は郵送等での配布は行わない。

5 質問の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1) 提出期限

令和6年5月28日(火)正午まで(必着)

(2) 提出方法

「質問書(第1号様式)」により、南会津地方振興局あてに電子メール又はFAXで提出すること。なお、件名は「【質問】南会津地域の魅力満喫モニターツアー造成等業務委託」とし、電子メール又はFAX送信後、電話にて送付した旨を知らせること(電話による質問の受付は行わない)。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、南会津地方振興局のホームページに令和6年5月31日(金)に公表する(個別の回答は行わない)。

6 公募型プロポーザル参加表明書の提出

公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、南会津地域の魅力満喫モニターツアー造成等業務公募型プロポーザル参加表明書(第2号様式)を提出すること。なお、表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限

令和6年6月11日(火)正午まで(必着)

(2) 提出方法

参加表明書により、南会津地方振興局あてに電子メール又はFAXで提出すること。なお、件名は「【公募型プロポーザル参加表明書】南会津地域の魅力満喫モ

モニターツアー造成等業務委託」とし、電子メール又はFAX送信後、電話にて送付した旨を知らせること。

(3) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和6年6月13日（木）正午までに、「辞退届（任意様式）」を提出すること。

7 企画提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、「6 公募型プロポーザル参加表明書の提出」による手続きを行った上で、企画提案書等を「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出すること。

(1) 提出期限

令和6年6月17日（月）正午まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。なお、持参による提出の受付時間は、祝日を除く、月曜日から金曜日までの9時00分～17時00分とする。

※6月17日（月）は正午まで。

(3) 提出書類

ア 南会津地域の魅力満喫モニターツアー造成等業務公募型プロポーザル参加表明書（第2号様式）

※ 事前に御提出いただいた参加表明書の原本を添付すること。

イ 企画提案書及び業務工程表（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）

ウ 事業経費積算内訳書（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）

エ その他企画提案を説明するのに必要な書類

オ 会社概要（第3号様式）

カ 業務実施体制書（第4号様式）

キ 定款等の写し

※ 法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するものを提出すること。

ク 法人登記簿の写し（企画提案書受付日の3ヶ月以内のもの）

※ 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

(4) 提出部数

イ～カ・・・5部（正本1部、副本4部）、ア、キ、ク・・・1部（正本1部）

8 企画提案書等の作成に関する留意事項

(1) ツアーの企画及び実施について

- ア ツアーの具体的なテーマ、コンテンツを選定し、その理由を提示すること。
- イ ツアーの実施時期、行程、体験内容、参加者の消費活動の機会等について具体的に提案し、その理由を提示すること。
- ウ 参加者募集の広報手段等について、具体的に提案すること。

(2) ツアーの検証

- ア モニターアンケートの実施方法や内容について、具体的に提案すること。
- イ 次年度以降の展開に向けて、検証すべき内容について具体的に提案すること。

(3) その他

- その他、事業目的を達成するために有効と考えられる取組や、仕様書に記載のない独自の取組がある場合には、企画提案すること。

9 企画提案書等の提出に関する留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期限内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 2（4）に示す委託費の上限額を超える提案があった場合
- キ 本実施要領に違反すると認められた場合
- ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数企画の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(4) その他

- ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 提案実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

10 公募型プロポーザルの審査に関する事項

(1) 企画提案の審査

契約候補者は、プロポーザル審査会において、企画提案の内容を下記「(3) 審査基準等」及び「(4) 契約候補者の選定」に基づき選定します。なお、審査に当たり、企画提案書を提出した者によるプレゼンテーションを実施します。

(2) プロポーザル審査会の実施

ア 日 時

令和6年6月20日（木）（予定）

イ 場 所

福島県南会津合同庁舎内

（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1）

ウ 内容等

企画提案者は、プレゼンテーションにおいて企画提案の内容を説明し、審査委員からの質問等に応じていただきます。なお、詳細については、後日プレゼンテーション参加者に連絡します。

(3) 審査基準等

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力	業務を遂行するための体制が十分に整っているか。	5
	業務を確実に履行できるスケジュールであるか。	5
	過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。	5
業務理解	本業務の目的や業務内容を理解し、意欲的な提案となっているか。	5
	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5
企画提案	ツアーの実施時期は適切か。	5
	テーマの設定、コンテンツの選定は適切か。	10
	コンテンツの掛け合わせなどにより、地域の周遊性を高められる内容か。また、南会津ならではの「食」と「体験」を組み込んでいるか。	10
	メインターゲットへの訴求力が高い、魅力的な実施内容となっているか。	5
	参加者の消費行動を促進できる内容とし、できるだけ多くの事業者に利益を還元できるよう配慮されているか。	10

		本事業を効果的なものとするため、仕様書に記載されていない活用可能な提案があるか。	5
	参加者募集	参加者募集の方法や募集期間は適切か。	5
		参加者を募集するため、効果的な集客手段が提案されているか。	10
	分析・報告	アンケートの実施方法、実施内容は適切か。	5
		アンケート結果やツアー内容を様々な視点から分析、検証し、今後の展開案が提案されているか。	10
合計 100点満点			

(4) 契約候補者の選定

- ア 各審査委員の合計得点により、企画提案者ごとの順位を決定する。
- イ 各審査委員の順位の平均が最も上位の者を契約候補者とする。
- ウ 各審査委員の審査において、上記「(3) 審査基準等」のうち1項目でも0点がある場合は、契約候補者として選定しない。また、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを契約候補者の条件とする。

(5) 結果の通知

- ア 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、契約候補者名及び全てのプロポーザル参加者の「順位及び総得点」を南会津地方振興局ホームページで（契約候補者以外は、参加者名を伏せて）公表する。
- イ 選定されなかった者は、その日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。
- ウ 上記「10（5）イ」に係る回答は、書面が到着した日から起算して10日以内に行う。

(6) 契約の締結等

- ア 仕様書の協議
 - 選定した契約候補者と委託者が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、協議の結果、提案内容の一部を変更する可能性がある。
- イ 契約金額の確定
 - 契約金額は協議結果により作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。
- ウ 契約保証金について
 - 契約候補者は契約保証金として、契約額の100分の5以上の額を、契約締結額前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項の規定に該当する場合はこの限りではない。

エ その他

契約候補者と発注者との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1

福島県南会津地方振興局 企画商工部地域づくり・商工労政課 主事 落合

電話：0241-62-5207 F A X：0241-62-5209

E-mail：minamiaizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp